

第23回日南市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時・・・令和8年4月30日（木）
午前9時23分から午前10時51分
- 2 場 所・・・市役所別館2階会議室4
- 3 出席委員・・・農業委員 17名
農地利用最適化推進委員 12名
- 4 欠席委員・・・作本委員・谷口委員・倉元委員
- 5 議事
議案第1号 農地法第3条の許可申請について
議案第2号 農地法第5条の許可申請について
議案第3号 農用地利用集積等促進計画について
議案第4号 非農地証明願について
- 6 農業委員会事務局 田中局長・鈴木次長・野上・梶原・南崎

7 会議の内容

時間	発言者	発言内容
9:23	議 長	皆さん、おはようございます。時間となりましたので、ただ今から、第23回日南市農業委員会総会を開会いたします。本日は8番、作本委員、15番、谷口委員、南郷地区農地利用最適化推進委員、倉元委員より欠席届が提出されております。 ただ今の出席農業委員は17名、農地利用最適化推進委員は12名、定足数に達しております。本日の議事録署名委員に10番の杉本昭二委員、11番の高橋悟委員の両名を指名します。 次に、本日の日程につきまして事務局より説明をお願いします。
	事務局	おはようございます。それでは、本日の総会日程について説明いたします。本日の総会は、お手元に配付しております総会日程により進めさせていただきます。本日は、議案上程、提案理由説明のあと、地区別審査を行い、その後全体審査を受け、採決ののち、閉会したいと思います。

議 長	お諮りいたします。ただ今、事務局が説明しました日程で進めることに異議はありませんか。
全委員	異議なし。
議 長	異議がないようですので、原案どおりの日程で進めることにいたします。それでは、早速議案の審議に入ります。 議案第1号から議案第4号について一括上程し、議題とさせていただきます。ここで、提案理由を事務局より説明をお願いします。
事務局	それでは説明させていただきます。総会資料の1ページをお開きください。 議案第1号、農地法第3条の許可申請につきまして、2ページまで13件についてご審議いただきますよう提案いたします。 内容につきましては、経営移譲が2件、新規農業経営が5件、経営規模拡大が6件となっておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。 続きまして、資料3ページ目をお開きください。ここで修正がございます。受付番号6番は、取り下げが提出されておりますので削除をお願いいたします。 それでは、議案第2号、農地法第5条の許可申請につきまして、県知事への申請が6件ありました。これに意見を付さなければなりませんので、ご審議いただきますよう提案いたします。内容につきましては、一般個人住宅用地が1件、駐車場1件、植林が3件、資材置場用地が1件となっておりますのでよろしくをお願いいたします。 続きまして資料めくっていただきまして4ページから7ページまでになります。 議案第3号、農用地利用集積等促進計画につきまして、農地中間管理事業の推進に関する法律の規定によりまして、農業委員会の意見を聞くこととなっておりますので、ご審議いただきますよう提案いたします。内容につきましては、中間管理権の設定が11件、所有権移転が3件となっております。よろしくお願いします。 さらにページめくっていただきまして8ページになります。 議案第4号、非農地証明願につきまして、3件の証明願がありましたので、ご審議いただきますようお願いいたします。内容につきましては3件とも該当事項の4番になります。10年以上耕作放棄され、将来的にも農地として使用することが困難なことから申請されたものでございます。 以上、提案理由の説明でございます。ご審議方、どうぞよろしくをお願いします。
議 長	説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

10:17	全委員	ありません。
	議 長	質疑がないようですから、これから地区別審査をお願いいたします。地区別審査会場を事務局より説明をお願いします。
	事務局	地区別審査会場の説明をいたします。 東郷・鵜戸地区と南郷地区が、3階会議室7、吾田・油津地区と飢肥・酒谷地区が、1階会議室2、細田・大窪地区、北郷地区は、1階会議室3になります。以上の会場をお願いいたします。 地区別審査の際に、第1回農地パトロールの計画をお願いしたいと思います。その他報告事項2ページをご覧ください。事務局にて、あらかじめ開催月について割り振りさせていただいております。飢肥・酒谷地区、東郷・鵜戸地区、北郷地区については、5月、吾田・油津地区、細田・大窪地区、南郷地区については、6月でお願いしたいと思っておりますが、都合が悪い場合は、変更していただいても結構です。決定した日程につきましては、その他報告事項の際にご報告いただきますようお願いいたします。パトロールの場所についてですが、各部会で5カ所ほど選定していただきますようお願いいたします。後ほど、昨年度に行った農地パトロールの資料について、参考としてお配りします。なお、選定された場所については、決定したパトロール日の1週間前までに事務局担当へお知らせください。
	議 長	ただ今、案内のありました会場にて地区別審査を開始します。地区別審査会は、午前10時10分をめどに終了させ、本会場にお集まりください。それではお願いいたします。
		地 区 別 審 査 （各会場にて） それでは、地区別審査が終わりましたので、議事を再開いたします。 議案第1号、農地法第3条の許可申請について、13件の審議をお願いします。それでは、受付番号1番について、担当委員より報告をお願いします。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番について説明します。4月26日、譲受人に電話して午後から現地確認しております。譲渡人と譲受人は親子関係です。譲渡人は高齢のため管理が困難になったということで、譲受人である息子さんに譲るために今回の申請に至ったとのことです。譲受人は現状通り、野菜・柑橘類を栽培して管理するとのことでした。特に問題ないと考えました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
	議 長	続きまして、受付番号2番、3番について、担当委員より報告願います。

平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。農地法第3条の受付番号2番について説明いたします。4月23日、譲受人と連絡を取り現地確認調査を行いました。登記地目は田ですが、現況は畑で、周辺は住宅地です。面積は、280㎡と狭い農地であります。譲受人は自宅に隣接している本申請地を取得して家庭菜園として、自ら小規模の農業を営みたいと思っています。譲渡人には4月25日に電話で確認したところ、瀬貝に在住され、本申請地につきましては数年前から耕作しておらず、近隣に迷惑がかかるので、管理してもらえ譲受人に譲渡することになりました。周りに農地等もなく、害を及ぼすことはなく何も問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。 続いて、受付番号3番について説明いたします。4月24日、譲受人立ち会いのもと調査確認を行いました。譲渡人は譲受人の母親になります。他に農地等もありましたが、それらは相続により譲受人が相続取得していましたが、本申請地は母親名義で今回、生前贈与することです。何も問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号4番について、私より説明します。4月25日、譲受人立ち会いのもと現地調査を行いました。譲渡人には電話で確認しました。譲渡人は後継者がなく規模縮小です。譲受人は高齢者ですが、大変元気でバリバリの現役の果樹農家です。申請地には柑橘を植栽する予定です。高齢でありますけれども娘さんの婿と一緒に就農されています。許可は妥当と考えております。ご審議方よろしくお願いします。以上でございます。
議 長	続きまして、受付番号5番、6番について、担当委員より報告願います。
高 橋	11番、高橋です。受付番号5番、6番につきまして、譲渡人が同一で申請地も近くなので、同時に説明したいと思います。4月24日、双方の立ち会いのもと現地確認を行いました。受付番号5番の申請地は譲受人の土地に隣接しており、40年ほど前までは母親が借りて、野菜を作っていたということでございます。受付番号6番は、譲受人の住宅の隣接地ということになっております。譲渡人の3名は、鶴戸地区出身でございます。60歳代後半から70歳代前半です。3、4ヶ月前から当申請地を畑に戻そうと3人で話になり、現在週3、4回通って3人で、原野化していた申請地を開拓している途中でございます。今回、譲渡人の方からすでに地区内に住宅がないということで、無償でそれぞれ譲渡したいという話になって申請になったようでございます。今後も3人、週、何回か集まって開拓し続けていって、野菜と果樹を作りたいということで頑張っていきたいと思います。当申請地は非農地証明を出されても

高 橋	全然問題ない場所であったわけでございますけれども、3人で頑張ってもらえるということで何ら問題ございません。以上です。
議 長	続きまして、受付番号7番について、担当委員より報告願います。
川 添	東郷・鵜戸地区農地利用最適化推進委員の川添です。受付番号7番について説明します。4月23日に電話して4月25日、譲受人立ち会いのもと現地確認をしました。譲渡人には電話で確認しております。譲受人はそこで果樹を栽培するとのことです。農業に関しては地域の人と相談の上で使い、周辺農地に影響を及ぼさないよう配慮するということでした。問題ないと思いますが、審議をお願いします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号8番について、担当委員より報告願います。
杉 本	10番、杉本です。受付番号8番について説明します。4月27日に譲渡人には、県外在住のため電話で確認をしました。譲受人には会って調査をしました。譲渡人と譲受人は親戚関係で、譲渡人が高齢で県外在住のため、農地の管理ができないとのことで、譲受人に無償で譲渡されるものです。譲受人もトラクター等の農機具を持っておられ、これからも農地を管理しますとのことでした。許可は妥当と判断いたしました。以上です。
議 長	続きまして、受付番号9番について、担当委員より報告願います。
高 崎	北郷地区農地利用最適化推進委員の高崎です。受付番号9番について説明します。4月24日、譲受人立会いのもと現地確認したところでございます。譲渡人は市外に居をかまえ、管理が困難で、譲受人が小作をされており、今回高齢であることから無償譲渡に至ったということです。譲受人は水稻を1町、柑橘類を4町ほどを経営しており、何ら問題ないと判断しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。
議 長	続きまして、受付番号10番について、担当委員より報告願います。
加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号10番について説明します。4月28日、譲受人立ち会いのもと現地確認をしました。譲受人は和牛繁殖農家で、譲渡人は農業はされていません。以上です。

10:30	議 長	続きまして、受付番号 11 番について、担当委員より報告願います。
	池 田	16 番、池田です。受付番号 11 番について説明します。4 月 27 日に申請地の調査確認を行い、代理人に申請内容を確認しております。また、譲受人につきましては 4 月 28 日に電話で確認をしましたが、譲渡人については連絡が取れておりません。この申請地は、ほ場整備された農地で、ほとんどが牧草が作付けされており、当該農地も隣接する農地を含めて畦畔がない状態で牧草が作付けされておりました。なお、隣接する農地は譲受人の農地であります。譲渡人は譲受人の叔母でありまして高齢のため、無償で譲るといことです。以上、問題ないと判断しております。ご審議よろしく願います。
	議 長	続きまして、受付番号 12 番、13 番について、担当委員より報告願います。
	山 口	南郷地区農地利用最適化推進委員の山口です。受付番号 12 番について説明します。4 月 23 日に譲渡人、譲受人に連絡して調査しました。譲渡人は、5 年前から体調が悪くなり、高齢のため売却することになりました。譲受人は福岡で生活していましたが、農業がしたくて宮崎の日南市に來られたそうです。榎原に空き家が見つかり、転入されて 1 ヶ月ぐらいです。新規就農であります。以上のような状況になります。問題ないと思います。ご審議の方よろしく願います。 続きまして受付番号 13 番を説明します。4 月 24 日、譲渡人、譲受人に連絡して調査しました。譲渡人は高齢になり、後継者もいないので、農地の処分をすることになりました。譲受人は、和牛農家で、購入後は牧草を耕作されるそうです。経営規模拡大で、問題ないと思います。ご審議方願います。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第 1 号について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第 1 号は許可することに決定しました。 次に、議案第 2 号、農地法第 5 条の許可申請について、6 件の審議をお願いします。 それでは、受付番号 1 番、2 番について担当委員より報告願います。

	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番について説明します。4月23日、譲渡人、譲受人に電話確認しております。4月28日に現地確認しました。譲渡人は福岡在住のため譲受人と確認しています。譲渡人は、父が祖父から譲り受けた土地に新築して住んでいましたが、自宅が手狭になったため増築したとのこと。その後、父が亡くなり相続により取得しましたが、譲渡人は福岡に住んでおり、管理が困難なために売買しようとしたところ、増築部分が転用申請がしていなかったことが判明し、今回の申請に至ったとのこと。始末書も添付されています。また、譲受人の家族は貸家に住んでおり、将来の安定した生活を送るために住宅を探していたところ、本申請地が売りに出ていたため、購入することに決めたそうです。隣接地は一般住宅で農地はなく、境界はブロック等の擁壁で保護しており、生活排水、汚水は、合併浄化槽で処理して、側溝に流しています。特に問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。 続いて、受付番号2番について説明します。4月26日、譲渡人、譲受人に電話確認しました。譲渡人は、埼玉県在住なので、譲受人と現地確認しております。現状は雑草が繁茂しています。譲渡人は埼玉県在住で管理ができないため、町内会に寄付を考えていたということです。お寺の住職に寄付の相談をしたところ、駐車場が手狭ということで、将来駐車場として利用させてもらう返事があり、譲受人に無償で譲ることになったとのこと。譲受人は今後、整地して駐車場にするとのこと。雨水は自然浸透し、また周辺は、雑種地及び宅地であり、影響を与えるような農地はありません。特に問題ないと判断しました。ご審議よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号3番、4番について、担当委員より報告願います。
	神 原	飢肥・酒谷地区農地利用最適化推進委員の神原です。受付番号3番、4番について続けて説明します。譲受人、譲渡人に電話で確認したのち、4月27日に現地調査を行いました。まず受付番号3番についてですが、令和4年に譲渡人が当該地を相続し、その時にはすでに杉が植林されていたとのこと。このたびの売買に際して無断転用が発覚しました。 続いて、受付番号4番です。平成7年に譲渡人が当該農地を相続した時点ですでに植林されており、今回、譲渡の手続きを進める中で当該地が農地であることが判明し、今回の追認申請に至ったようです。両案件ともに始末書と造林計画書が添付されています。また両申請書とともに現状、農地としての利用は困難になっています。総合的に勘案して転用許可は妥当であると思います。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

10:37	議 長	続きまして、受付番号5番について、担当委員より報告願います。
	南	吾田・油津地区農地利用最適化推進委員の南です。受付番号5番について説明します。4月23日、譲受人、譲渡人に電話で確認し、現地調査をしました。譲受人が譲渡人の山林を伐採した木材を置くために一時転用し、借りるとのことでした。すぐ下には川があり、雨水の心配もなく、周囲に被害を与えることもないと判断しました。農振農用地ではありますが、一時転用ですので特段問題ないと思いますので、審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。
	議 長	続きまして、受付番号7番について担当委員より報告願います。
	加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号7番について説明します。4月28日に譲受人、譲渡人に電話確認しました。今回、ジャカラランダがもう植栽をされておりまして、隙間もありますけど植えてあります。転用の許可がしてなかったということで、今回の申請になりましたということでした。今後は隙間にジャカラランダを植えて、ジャカラランダを楽しむにしたいということでした。審議方よろしく申し上げます。以上です。
	議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第2号について、許可相当と判断される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第2号は許可相当とすることに決定しました。 次に、議案第3号、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について11件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番、2番について説明します。4月26日、借受予定者に連絡して、立ち会いのもと現地確認しました。農地バンクの案件で問題ないと判断しています。ご審議よろしく申し上げます。

	議 長	続きます、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号3番について説明します。4月23日に現地調査をいたしました。8年度の植え付けも終わり確実に管理されていることを確認いたしました。中間管理機構設定でありますので、特に問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願います。以上です。
	議 長	続きます、受付番号4番についてですが、日高委員につきましましては、ご本人に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に準じ、退席をお願いいたします。 それでは、受付番号4番について、担当委員より報告願います。
	杉 本	10番、杉本です。受付番号4番について説明します。4月24日に貸人、借受予定者に電話にて確認しました。貸人はハウスピーマンをやられており、この水田まで手が回らないということで預けられるものであります。借受予定者は、今年、新規に就農をされており、農地を確保するために今回、借り受けることになりました。水利も確保されており、特に問題なく、許可は妥当と判断いたしました。以上です。
	議 長	ただ今の報告について、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号、受付番号4番について、許可することに賛成される方の挙手をお願いします。
	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第3号、受付番号4番は許可することに決定しました。ここで、日高委員の退席を解きます。 続きます、受付番号5番、6番について、担当委員より報告願います。
	井上(英)	細田・大窪地区農地利用最適化推進委員の井上です。受付番号5番について説明します。4月23日、借受予定者とともに現地確認を行いました。農業用ハウスであります。ゴーヤの生産を行うそうです。問題はないと思われます。 続きます、受付番号6番について説明いたします。4月23日、借受予定者とともに現地確認を行いました。申請以前から借受予定者が適切に管理されている柑橘園であります。問題

井上（英）	はないと思われます。ご審議よろしくお願ひいたします。以上です。
議 長	続きまして、受付番号7番、8番について、担当委員より報告願ひます。
徳 井	9番、徳井です。受付番号7番、8番について説明します。申請地は、北郷温泉付近の農地2枚になります。農地中間管理機構案件です。早期水稻が栽培されてますので、特段、問題はないと思います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号9番、10番について、担当委員より報告願ひます。
木 脇	北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号9番、10番について説明します。貸付者、借受予定者に4月26日、電話等で確認し、確認しております。受付番号9番の周りはすべてもう住宅地でその4反ほどの畑です。現在は、ブロッコリーの収穫が終わったところで、数年前から借りられ、今回切り換えということで設定が上がってきたところです。 受付番号10番は、同日に現地確認しております。貸手、借受予定者は親子です。水稻の作付けも終わりちゃんと管理しておられました。以上、問題ないと判断しております。よろしくお願ひいたします。
議 長	続きまして、受付番号11番について、担当委員より報告願ひます。
加 藤	南郷地区農地利用最適化推進委員の加藤です。受付番号11番について説明します。4月28日に現地調査をいたしました。現地は、協本地区内の水田の2筆です。中間管理機構の設定ですので、何も問題ないと思います。以上です。よろしくお願ひします。
議 長	ただ今の各担当委員の報告について質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第3号、受付番号4番を除く、農用地利用集積等促進計画、中間管理権設定について、同意される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手

10:45	議 長	全員賛成ですので、議案第3号、受付番号4番を除く、農用地利用集積等促進計画における中間管理権設定は同意することに決定しました。 次に、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について、3件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番、2番について、担当委員より報告願います。
	木 脇	北郷地区農地利用最適化推進委員の木脇です。受付番号1番、2番について説明します。4月28日に両方の方に電話をして申請地を確認しております。買受者は、前々からこの農地を借りて管理しておられたということで今度、売買の話がまとまったということでございます。2件とも同じようなことで耕作しておられたんですが、土地の売買でまとまったそうです。何も問題ないというふうに判断しております。よろしくお願いいたします。
	議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
	谷 元	1番、谷元です。受付番号3番について説明します。4月28日、現地確認しました。譲渡者については県外在住で、離農者であります。譲受者は、農業法人であり、現在ハウス、露地栽培をやっておられます。申請地に譲受者がハウスを建てておられる農地についての譲渡ということであります。これについては妥当であると判断をいたしました。以上です。
	議 長	ただ今各担当委員から報告がありましたが、質疑はありませんか。
	全委員	ありません。
	議 長	では、議案第3号、農用地利用集積等促進計画、所有権移転について同意される方の挙手をお願いします。
10:47	全委員	挙手
	議 長	全員賛成ですので、議案第3号、農用地利用集積等促進計画における所有権移転は、同意することに決定しました。 次に、議案第4号、非農地証明願について、3件の審議をお願いします。 それでは、受付番号1番について、担当委員より報告願います。
	山口(光)	7番、山口です。受付番号1番について説明します。4月

山口（光）	26日、申請人に電話確認しております。現地は4月27日に申請人と確認しました。現況は山林です。友人に譲ることになったので今回の申請に至ったとのこと。該当事項4に当たるため、問題ないと判断しました。ご審議よろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号2番について担当委員より報告願います。
平 方	東郷・鶴戸地区農地利用最適化推進委員の平方です。受付番号2番について説明します。4月22日申請地の確認調査を行いました。地権者は宮崎県農業協同組合で4月24日に電話にて確認しています。申請地は、65㎡の狭い田んぼですが、現況は雑木と竹林、枯れ草が生い茂り山林化して、該当事項4にあたります。また周りの状況も全方位、山林化しています。何も問題はないと思います。ご審議のほどよろしく願います。以上です。
議 長	続きまして、受付番号3番について、担当委員より報告願います。
歌 津	5番、歌津です。受付番号3番について説明します。現地調査は4月27日に行いました。申請地は、雑木が生い茂っており該当事項の4番の10年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することは困難であるにあたると思います。申請人は埼玉なので電話で確認し、代理人に申請の委任状も添付してありますので、何も問題ないと思います。ご審議方よろしく願います。以上です。
議 長	ただ今の、各担当委員の報告について、質疑はありませんか。
全委員	ありません。
議 長	では、議案第4号について証明することに賛成される方の挙手をお願いします。
全委員	挙手
議 長	全員賛成ですので、議案第4号は承認することに決定しました。 議事が終わりましたので、その他に移ります。 事務局説明をお願いします。 【その他】

10:51	議 長	以上で総会の全てを終了します。
-------	-----	-----------------

第23回日南市農業委員会総会について、上記のとおり議事録を作成し署名する。

議 長

平賀祐史 

署名委員

杉本昭二 

高橋悟 